

○大竹市空き家バンク設置要綱

平成30年4月2日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市における空き家の有効活用を通して、市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する戸建ての住宅で常時無人の状態にあり、宅地建物取引業者等にあっせんを依頼していないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸借を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 所有者等の申込みに基づき、利用可能な空き家を登録することによって空き家の情報を集約し、定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し、空き家の情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家の登録を希望する所有者等は、空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録を希望する空き家の位置図
- (2) 空き家バンク物件登録承諾書（別記様式第2号）（空き家の所有者と当該空き家の土地の所有者が異なる場合に限る。）
- (3) 空き家バンク登録カード（別記様式第3号）

- (4) 物件登録希望者の身分が確認できる書類（運転免許証又は健康保険資格確認書等の写し）
- (5) 登録を希望する空き家の登記事項証明書（当該空き家の建物が未登記である場合は、固定資産税台帳登録事項証明書）（いずれも登録申込日前3か月以内に交付されたものに限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申込みがあった場合は、その内容等を確認し、空き家バンクに当該空き家を登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンクに登録しないものとする。

- (1) 空き家の老朽化が著しい場合
- (2) 空き家に大規模な修繕が必要な場合
- (3) 申請内容に虚偽があった場合
- (4) 所有者等に市税等の滞納がある場合
- (5) その他市長が空き家バンクに登録することが適当でないと認めた場合

3 市長は、前項の規定により空き家バンクに空き家を登録したときは、空き家バンク登録完了通知書（別記様式第4号）により、前項ただし書の規定により空き家バンクに空き家を登録しなかったときは、空き家バンク不登録通知書（別記様式第5号）により、当該申込者に通知するものとする。

4 空き家バンクの登録の有効期間は、登録をした日から起算して2年間とする。
（登録事項の変更の届出）

第5条 空き家バンクに空き家が登録された所有者等（以下「空き家バンク登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（別記様式第6号）に登録事項の変更内容を記載した空き家バンク登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（登録継続の申請）

第6条 空き家バンク登録者は、空き家バンクに登録されてから2年が経過したときは、空き家バンク登録継続申込書（別記様式第7号）を提出することにより、再登録することができる。

（空き家バンクの登録の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を取り消すとともに、空き家バンク登録取消通知書（別記様式第8号）を当該空き家の空き家バンク登録者に通知するものとする。

- （1） 空き家バンク登録者から空き家バンク登録取消届出書（別記様式第9号）の提出があったとき。
 - （2） 空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
 - （3） 登録から2年を経過し、空き家バンク登録者から第6条に規定する申請がないとき。
 - （4） その他空き家バンクに登録することが適当でないと市長が認めたとき。
- （交渉の申込み及び通知）

第8条 空き家バンクに登録された空き家について、売買又は賃貸借の交渉を申し込みたい者（以下「交渉申込者」という。）は、空き家利用交渉申込書（別記様式第10号）に交渉を希望する空き家の登録番号、その他必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 誓約書（別記様式第11号）
- （2） 交渉申込者の身分が確認できる書類（運転免許証又は健康保険資格確認書等の写し）

2 市長は、前項の規定により申込みのあった場合は、交渉申込通知書（別記様式第12号）により、当該空き家の空き家バンク登録者に対し、通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた空き家バンク登録者は、遅滞なく交渉申込者に回答するものとする。

（交渉等）

第9条 市長は、空き家バンク登録者と交渉申込者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

（契約締結の報告）

第10条 空き家バンク登録者は、交渉申込者と空き家に関する売買契約又は賃貸借契約を締結したときは、契約締結報告書（別記様式第13号）に契約書の写しを添えて市長に報告するものとする。

- 2 第7条の規定にかかわらず、前項の規定による報告があった空き家については、空き家バンクの登録を取り消すものとする。この場合において、市長が特に必要と認める場合を除き、第7条の規定による通知は行わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。